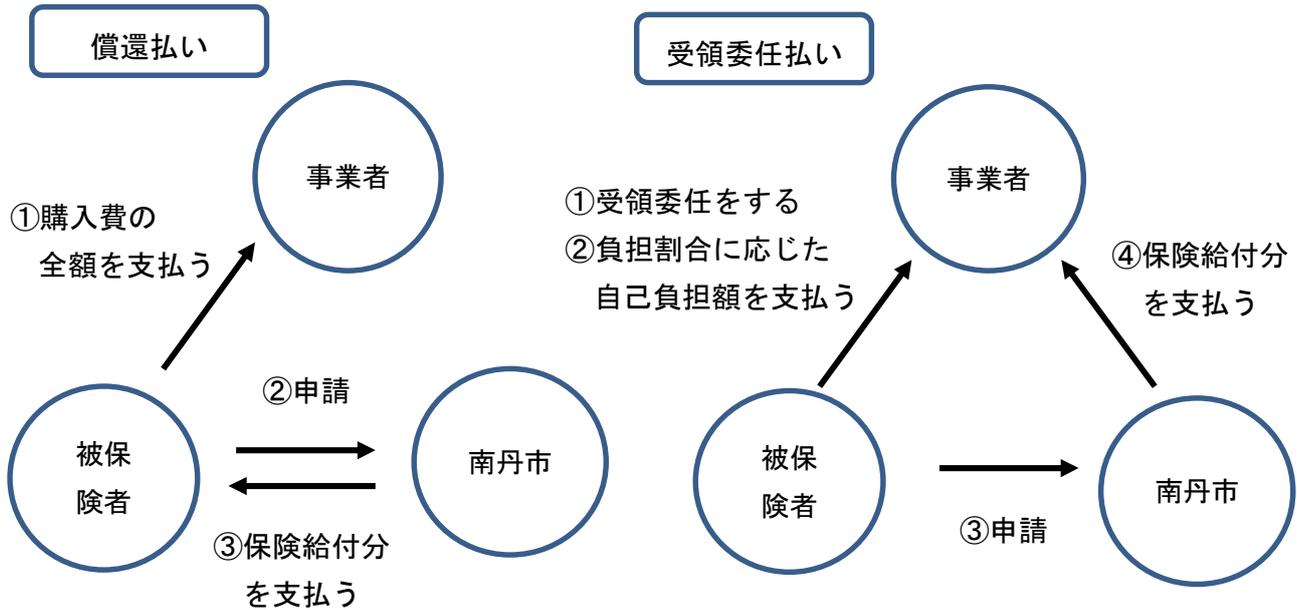


# 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費で 受領委任払制度が利用できるようになります

## 1 受領委任払制度とは

南丹市では、被保険者が介護保険福祉用具を購入したときは、その費用の全額を一旦支払った後に、保険者から保険給付分（7～9割）をお返しする償還払制度のみ原則としています。しかし、この方法のみでは一時的であっても、福祉用具購入費用の全額を支払うことが困難な方には、福祉用具の購入をしにくい状況がありました。そこで、被保険者の委任に基づき、被保険者が自己負担分（1～3割と支給限度基準額（10万円）を超える場合はその分）を事業者を支払い、保険者から事業者へ保険給付分を支払う受領委任払制度を令和3年4月から開始します。この制度は、被保険者の一時的な負担を軽減し、福祉用具の購入をしやすくすることを目的としています。

## 2 償還払いと受領委任払いの違い



## 3 受領委任払制度の開始

令和3年4月1日以降に提出された申請分から制度を利用することができます。

## 4 受領委任払制度の対象者

- ・南丹市の被保険者であり、要介護・要支援認定を受けていること。
- ・給付制限等に該当していないこと。
- ・受領委任払制度を活用することに事業者の同意が得られていること。

上記の条件にすべて該当している方です。

## 5 申請方法

申請については、償還払制度と変更はありません。ただし、必要書類に請求書が追加となります。

※申請書について、償還払制度の様式と異なります。

## 6 自己負担額

特定福祉用具の購入に要する費用のうち、負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）が自己負担となります。ただし、介護保険福祉用具購入費支給限度基準額を超えて特定福祉用具購入に要した費用については、被保険者の全額自己負担となります。

（例）12,841円（購入費用）×1割（負担割合）＝1284.1円→1,285円（自己負担分）

## 7 福祉用具購入費の負担割合の基準日

福祉用具購入費の支給については、負担割合に基づいて行いますが、その基準日については、領収書発行日時点の負担割合となります。

（参考）

全国介護保険担当課長会議資料より

問4 2割負担となる者に対する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。

（答） いずれも領収書記載日時点における負担割合を適用することとなる。



問い合わせ先

南丹市 福祉保健部

高齢福祉課 介護保険係

TEL : 0771-68-0006

FAX : 0771-68-1166